

Wi-Fiクリースタンス実施要領

1. 目的

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されたことを踏まえ、全ての業務委託で現場環境の改善を実施し、より一層魅力ある仕事及び現場の創造に努めることを目的とする。

2. 対象

飯塚市都市建設部、各支所経済建設課及び企業局発注の全ての測量、設計、調査等の業務委託に適用する。ただし、災害対応や維持管理対応等緊急を要する場合は除く。

3. 取組内容

休日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

【依頼日・時間及び期限に関すること】

(1) 休日及びノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

【会議、打合せに関すること】

(2) 業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない。

(1) 16時以降など、受発注者間で具体的な時間を設定する

(3) 打合せはWeb会議等の活用に努める。

【業務時間外の連絡に関すること】

(4) 業務時間外の連絡を行わない。(情報共有システムやメール等を含む)

(5) 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

4. 実施方法

(1) 受注者によって、勤務時間、ノー残業デー等が異なることから、柔軟性をもった取組とする。

(2) 業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施する。

(3) 着手時の打合せにおいて、設定した取組内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

(4) 業務の進捗状況にあわせて、適宜取組の見直しを行い、実効性のある取組とする。

5. 適用年月日

本要領は、令和7年4月1日以降に契約する案件から適用する。なお、令和7年4月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。

附則

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。